

# MNO各社の取組状況の概要

---

令和元年8月29日  
総務省

# 1 現行規律の遵守①

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
<b>(1) モバイル指針の遵守状況</b>			
これまでの取組	○ 遵守徹底	○ 遵守徹底	○ 遵守徹底
要請(6/20)を受けた取組	○ 幹部会議、全国の営業部門責任者会議等での情報連絡(19.6.20～) ○ 本社・支社の営業部門に対して、メールやWEB会議で周知(19.6.20)	○ 全国の営業部門に対して、本社営業本部より説明会で法改正の趣旨を踏まえた準備を徹底するよう周知(19.7.12)	○ 社内の関係する全部門に対して、メールにより周知(19.6.20) ○ 経営層へ会議にて周知(19.7.23 ※要請前にも5月に報告済)
	○ 全代理店に対して、文書やシステムなどにより周知・指導(19.6.20)	○ 全代理店に対して、全国の営業部門から個別に周知(19.7.12～)	—
<b>(2) 広告表示の適正化に向けた取組</b>			
代理店の広告表示の事前確認の取組	○ キャリアショップの店頭掲示物・チラシについて、指定フォーマットを規定(18.12.27～) — 指定フォーマットは、全て本社営業部門・プロモーション部門で作成し、法務部門でチェック — 指定フォーマット以外の掲示物等は、本社営業部門の事前確認が必要(実績なし)  ※ 量販店の店頭掲示物・チラシについては、業務マニュアルに記載のルールの下、指定フォーマットの使用は任意	○ キャリアショップの店頭掲示物について、指定フォーマットを規定(18.12.20～) — 指定フォーマットは、全て本社営業本部販売促進部門で作成し、本社CS本部でチェック — 指定フォーマット以外の掲示物等は、本社営業本部販売促進部門の事前審査が必要  ※ 代理店で作成した全ての掲示物を本社営業本部販売促進部門で事前にチェック  ※ 量販店は独自ルールに基づき対応	○ キャリアショップ・併売店の店頭掲示物・POPについて、指定フォーマットを規定(18.12.12～) — 本社営業企画部門で作成  — 指定フォーマット以外の掲示物等の使用を禁止(例外なし)  ※ 指定フォーマットを使用して代理店で作成した全ての掲示物・POPを本社営業企画部門で事前にチェック  ※ 量販店は独自ルールに基づき対応
	○ キャリアショップのメール・SNSについて、価格を訴求するものを禁止(18.12.27～) ○ 量販店・併売店のメール・SNSについて、価格を訴求するものを禁止(19.2.20～)	○ キャリアショップのSNSについて、価格を訴求するものを禁止(18.12.20～)	○ キャリアショップ・併売店のSNSについて、価格を訴求するものを禁止(18.10.1～)

# 1 現行規律の遵守②

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
代理店の広告表示の事後確認の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャリアショップの店頭広告・チラシ、量販店・併売店の店頭広告について、次の取組。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 全国の営業部門による実地確認(随時)(全店)(18.12.27～)</li> <li>－ 全国の営業部門業務担当による実地確認(四半期ごと)(全店)(19.4.1～)</li> <li>－ 本社営業管理部門による実地監査(年1回)(キャリアショップ・量販店全店、システム設置の併売店)(19.4.1～)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャリアショップの店頭広告・チラシ、量販店・併売店の店頭広告について、次の取組。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 全国の営業部門による実地確認(随時)(全店)(以前より継続的に実施)</li> <li>－ 店舗※から報告を受けた店頭写真の本社営業本部販売促進部門による確認(年2回) <ul style="list-style-type: none"> <li>※ キャリアショップ全店(19.5.23～)、KDDI販売スタッフ配置の量販店(19.9月中旬～予定)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャリアショップ・併売店・量販店の店頭広告について、次の取組。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 全国の営業部門による実地確認(随時)(全店)(18.12.12～)</li> <li>－ 店舗からの報告を受けた店頭写真の本社営業企画部門による確認(キャリアショップ四半期ごと・併売店年2回:19.2.1～、量販店:調整中)</li> </ul> </li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャリアショップのメール・SNSについて、次の取組。 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 全国の営業部門業務担当による確認(四半期ごと)(全店)(19.4.1～)</li> <li>－ 本社営業管理部門による監査(年1回)(19.4.1～)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャリアショップのSNSについて、外部委託による特定期間内全件確認(不定期・全店)(18.12.20～)</li> </ul>	—
	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャリアショップ・併売店の店頭広告・SNSについて、違反報告フォームの設置(店頭広告:19.3.5～、SNS:19.8.1～)</li> </ul>
消費者庁からの要請(6/25)への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全代理店に対し、本社営業部門より、条件付き最安値表示の適正化の徹底に向けて、文書やシステムなどにより要請(19.7.5)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全代理店に対し、全国の各営業部門より、説明資料を用いた対面による説明(19.6.28～)</li> <li>○ 全代理店に対し、本社営業本部より、適正広告の徹底について、通達(19.7.22)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全代理店に対し、本社営業部門より、景品表示法等の遵守を要請(19.7.19)</li> </ul>
要請(6/20)を受けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本社・支社の営業部門に対し、メールやWEB会議で周知(19.6.20)</li> <li>○ 全代理店に対し、本社営業部門より、文書やシステムなどにより周知・指導(19.6.20)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国の営業部門に対して、本社営業本部より説明会で店頭広告表示の適正化徹底について、周知(19.7.12)(重出)</li> <li>○ 同周知に基づき、代理店に対し、各営業部門より個別に指導・監督(19.7.12～)</li> </ul>	○ 同上

## 2 改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等の整理・縮小

3

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(1) 改正法の趣旨に反する料金プランの整理縮小			
分離型プランの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分離型プラン(ギガホ・ギガライト)の提供開始(19.6.1)</li> <li>※ 19.7.23時点で、375万人を超える利用者の申込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分離型プラン(auピタットプラン・auフラットプラン)の提供開始(17.7.14)</li> <li>※ 19.6.30時点で、1,500万契約超</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分離型プラン(「ウルトラギガモンスター+」、「ミニモンスター」)の提供開始(18.9.6)</li> </ul>
通信役務・端末購入を条件とした通信料金の割引に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続利用及び端末購入を条件とした通信料金の割引(月々サポート)の新規申込みの受付終了(19.5.31)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎月割の対象となるスマホ向け主要料金プラン(「LTEプラン」、「カケホ+データ定額」等)の受付停止(19.8.31)を5月13日に公表し、利用者に周知</li> <li>※ 毎月割は、施行日までに受付停止予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スマ放題/スマ放題ライト等で適用される月月割の受付停止(19.1.31)</li> <li>○ ワイモバイルの月額割について、準備中</li> </ul>
通信役務・端末料金を条件とした端末代金の値引き等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続利用及び端末購入を条件とした端末代金の値引き(端末購入サポート)の新規申込みの受付終了(19.5.31)</li> <li>○ 端末返却を条件に端末代金の一部を支払い不要とするプログラム(「スマホおかせプログラム」)の提供開始(19.6.1)</li> <li>※ 端末は定価販売を基本とし、自らの粗利削減等による価格引下げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 端末買換えサポートプログラム(「アップグレードプログラムEX」等)の新規受付終了(19.9.30)を8月1日に公表し、利用者に周知</li> <li>○ その他、(KDDIによる)端末代金の値引き等は、改正法に準拠して実施すべく、具体的内容を検討中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 準備中</li> </ul>
行き過ぎた期間拘束の禁止に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正省令等の内容を踏まえ、今後、改正法に適合したプラン等の策定を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 準備中</li> </ul>
その他	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スマホ以外の料金プランや販売手法等の整理・縮小を検討中</li> </ul>	—

## 2 改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等の整理・縮小② 4

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
<b>(2) 改正法の趣旨に反する販売手法等の整理・縮小</b>			
施行までの間の法改正の趣旨に反する料金プランの販売促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 継続利用及び端末購入を条件とした通信料金の割引(月々サポート)並びに端末代金の値引き(端末購入サポート)の新規申込みの受付終了(19.5.31)</li> <li>○ 駆け込み乱売を目的とした販売奨励金の増額等は、実施していない</li> <li>○ 分離型プラン(ギガホ・ギガライト)の提供に当たり全国向けのWEB会議にて周知を実施(19.4.15)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国の営業部門に対して、本社営業本部より説明会で煽りの禁止・店頭広告表示の適正化等について、周知(19.7.12)(重出)</li> <li>○ 同周知に基づき、全代理店に対し、各営業部門より、個別に指導・監督(19.7.12～)(重出)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正法の趣旨に反する料金プランへの追加の販売促進策の予定なし</li> <li>○ 社内営業部門への周知(19.6.20)</li> <li>○ 代理店に対して、改正法の趣旨について説明(全国6か所(札幌・東京・名古屋・大阪・広島・福岡)で実施(19.7.18～19.8))</li> </ul>
3G契約に係る改正法の趣旨に反する料金プランへの移行の推奨	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3G音声プラン(「カケホーダイ&amp;パケあえる」(19.5.31)、それ以外(19.9.30予定))の新規受付終了</li> <li>○ マイグレーションの円滑化を超えて、囲い込みを目的とした措置は行わない</li> <li>※ 3GフィーチャーフォンからLTEスマートフォンへの契約変更等を条件とした最大12か月間の通信料金の割引(はじめてスマホ割)を提供中(19.6.1～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 18.7.20 3Gの料金プランの新規受付終了(18.11.7)を周知済み</li> <li>○ 18.11.16 3Gの提供終了(2022.3末)を周知済み</li> <li>○ 当初の計画に則り、3Gから4Gへの移行を進めているところ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3Gの料金プランも新規受付中</li> <li>○ 改正法の趣旨に反する料金プランへの追加の販売促進策の予定なし</li> </ul>
代理店の手数料体系の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 端末の販売台数やサービスの契約数を中心とした従前の手数料体系から、利用者の満足・継続的にサービスを利用したことに対する手数料体系へ変更(18.4.1～)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討中</li> </ul>
施行までの間の代理店に対する販売奨励金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駆け込み乱売を目的とした販売奨励金の増額等は、実施していない(重出)</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 販売奨励金の増額等を行う予定なし</li> </ul>
その他	—	—	—

### 3 改正法に適合する料金プランへの移行の円滑化のための措置

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
これまでの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 分離型プラン(ギガホ・ギガライト)への円滑な移行に向け、次の取組。               <ul style="list-style-type: none"> <li>－ ダイレクトメール、電子メール等の個別の案内及びテレビコマーシャル等のマス媒体による周知を実施(19.4.15～)</li> <li>－ オンラインによる料金シミュレーションの提供                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用者のご自身の利用状況を自ら入力し、料金プランを分析する「おてがる料金シミュレーション」の提供(19.4.15～)</li> <li>・ 利用者の利用データをもとに、料金プランを自動的に計算・分析する「しっかり料金シミュレーション」の提供(19.5.22～)</li> </ul> </li> <li>－ 予約申込の受付体制の整備(19.5.22～)</li> <li>－ 店頭における料金相談フェアの実施(19.6.21～)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンラインによる料金シミュレーションの提供(17.1～)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 19.2.15より利用者が自己の利用実績を確認後、即シミュレーションし、プラン変更できるフローに変更</li> </ul> </li> <li>○ 店頭での利用者の利用実績に基づく推奨の実施(以前より継続的に実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ オンラインによる料金シミュレーションの提供(08.7～)</li> <li>○ 店頭での利用者の利用実績に基づく推奨の実施(16.12.1～)</li> <li>○ 「料金プラン見直し診断メール配信」サービスを開始(19.3.22)</li> </ul>
今後の取組予定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正法に適合した料金プランの策定に当たり、上記に準じた取組を実施予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検討中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正法に適合する料金プランの訴求のためのカタログ、ウェブサイト、店頭POP、CM等の検討及び準備</li> </ul>

# 4 体制の整備及びシステム面の整備

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
社内における体制の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ サービス部門・営業部門・お客さま対応部門・プロモーション部門・システム部門等の関係部門で幅広く連携する体制を構築</li> <li>※ 法施行に向けて必要な準備がある場合は、最優先で対応予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国の営業管理部門・販売促進部門の本社組織化による体制強化(19.4.1)</li> <li>※ 地域に分散していた代理店を管理する機能及び広告物等の適正性を管理する機能を、全国一括の組織に再編</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マーケティング部門を中心に、システム部門、カスタマー部門等関係部署間の連携体制の構築、定期ミーティングの開催(19.5.15から週次開催)</li> </ul>
システム面の準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 改正法に対応するための情報システムの改修等の準備を最優先で対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 施行日に向けたシステムの準備を可能な限り進めているところ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 期日までにシステム対応を行うよう鋭意準備中</li> <li>※ 省令やガイドライン等の確定に伴い、現在準備している対応を見直すこととなった場合等は、対応期日相談の可能性</li> </ul>

# 5 届出制度の導入に向けた代理店への周知・指導

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
届出制度の導入に向けた販売代理店への周知・指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 期限までに確実な届出が行われるよう周知・指導               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国を営業区域とする一次代理店に対し、営業部門から届出制度についての説明を行うとともに自らの速やかな届出及び傘下の二次以降の代理店への周知を行うよう指導(19.7.24)</li> <li>・ 支社を営業区域とする販売代理店に対して説明会などにより周知・指導を実施予定</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出制度が開始されること及び総務省HP掲載の届出マニュアルに関して、全国の営業部門より一次代理店に対するメールでの周知を開始(19.6.27)</li> <li>○ 届出テンプレートの作成・展開等各種サポート、届出履行状況の調査・確認等必要な指導、届出番号管理のためのシステム改修等の対応等を実施予定</li> <li>○ 届出様式の確定版展開に合わせて、既に周知をしている代理店に対しても、全国の各営業部門より詳細周知を行う予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全代理店に対し、本社営業部門より、文書による通達(19.7.3)</li> <li>○ 代理店向け説明会の場での周知(札幌・東京・名古屋・大阪・広島・福岡)(19.7～19.8)</li> <li>○ 営業担当によるフォローアップ(19.8～)</li> </ul>
MVNOに対する届出制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 直接の契約関係にあるMVNOに対して、メールにより届出制度の導入に係る周知(19.7.25)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 届出制度の内容について、全国の営業部門よりメールでの周知、営業担当による直接の周知を開始(19.7.8)</li> <li>○ 営業担当からの直接の周知については、8月中に完了させる予定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文書等での周知対応(随時実施中)</li> </ul>

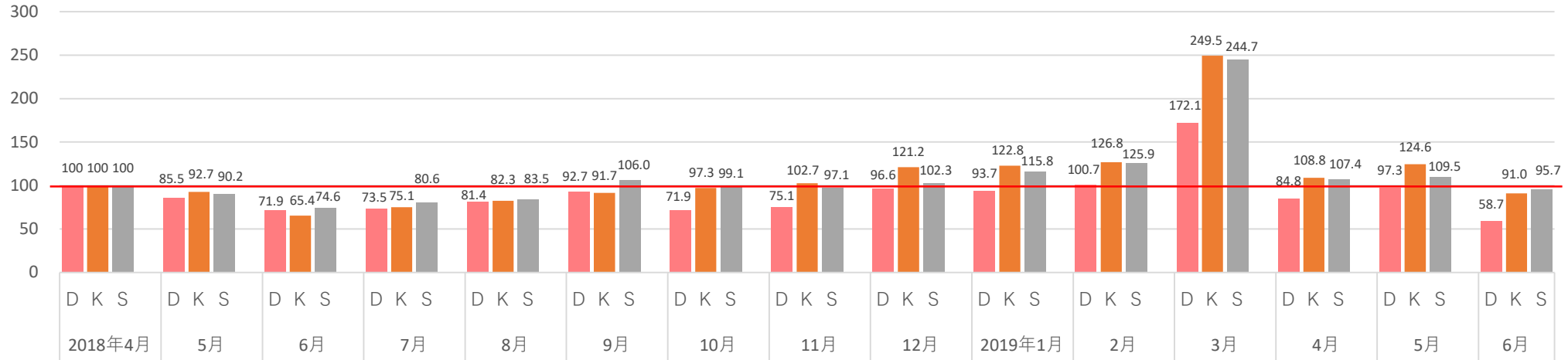


# 6 総額表示

	NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
拘束期間全体での総額表示の実現に向けた準備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 改正法施行までに新規契約時・変更契約時等の総額表示を開始予定</li><li>○ 契約の自動更新時については、更新期を迎える利用者へのメールでの総額表示を実施予定(20.1~)</li><li>○ WEBシミュレータにおける総額表示について検討中</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ システム改修の優先度を上げて、早期の実現に向けた準備</li><li>○ ショップでの対応、WEBでの対応等、対象となる販売手法ごとに段階的に対応予定<ul style="list-style-type: none"><li>※ ショップでの総額表示については20年度、WEBでの総額表示は19年度内に対応予定</li><li>※ 端末新規購入時の総額表示については前倒しを検討中</li></ul></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 準備中<ul style="list-style-type: none"><li>※ 施行日からの対応は不可</li></ul></li></ul>

# 6/20の要請に基づく報告の概要(新規契約・販売)

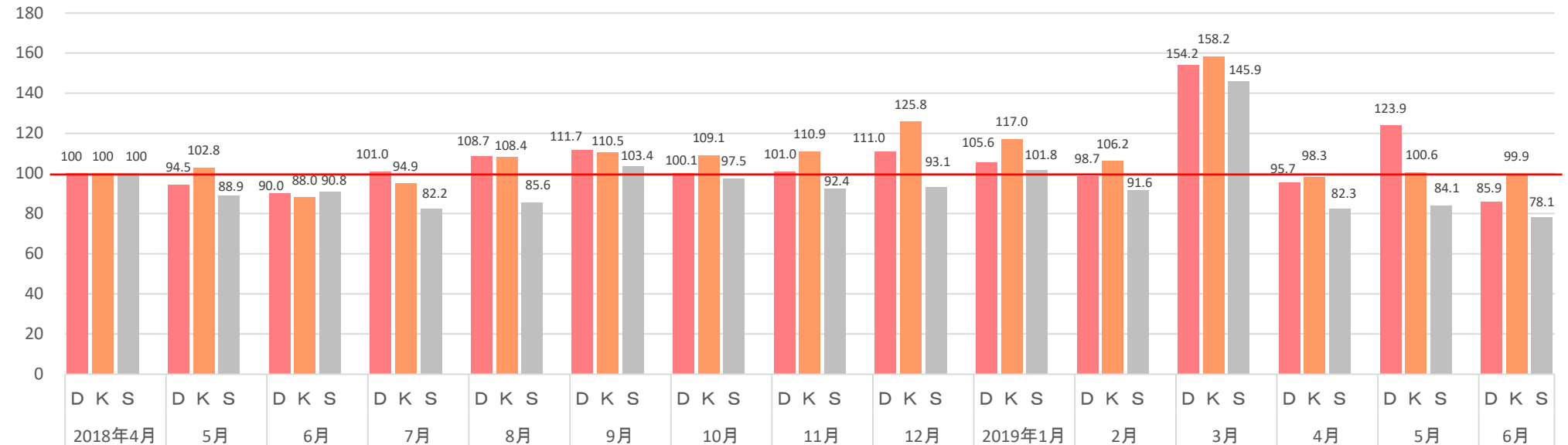
## 新規通信契約数



※1 数値は2018年4月の値を100としたもの。KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含む。

対前年同月比	4月			5月			6月		
	D	K	S	D	K	S	D	K	S
	84.8%	78.1%	107.4%	113.8%	76.4%	121.3%	81.7%	94.8%	128.3%

## スマートフォン販売台数

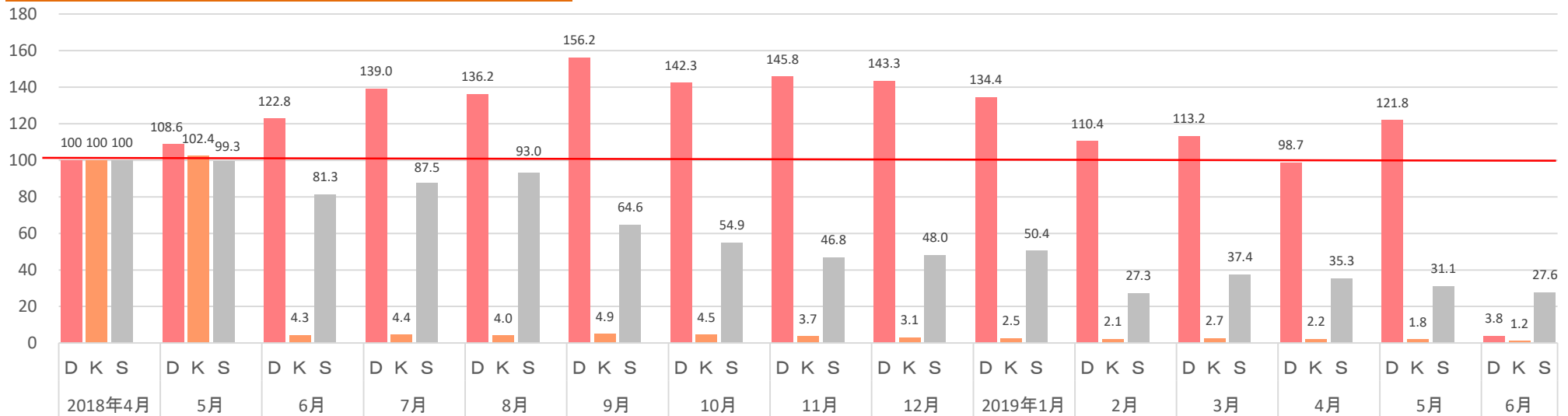


※1 数値は2018年4月の値を100としたもの。KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含む。

対前年同月比	4月			5月			6月		
	D	K	S	D	K	S	D	K	S
	95.7%	90.9%	82.3%	131.1%	106.4%	94.6%	95.4%	117.4%	86.1%

# 6/20の要請に基づく報告の概要(通信料金等の割引等)

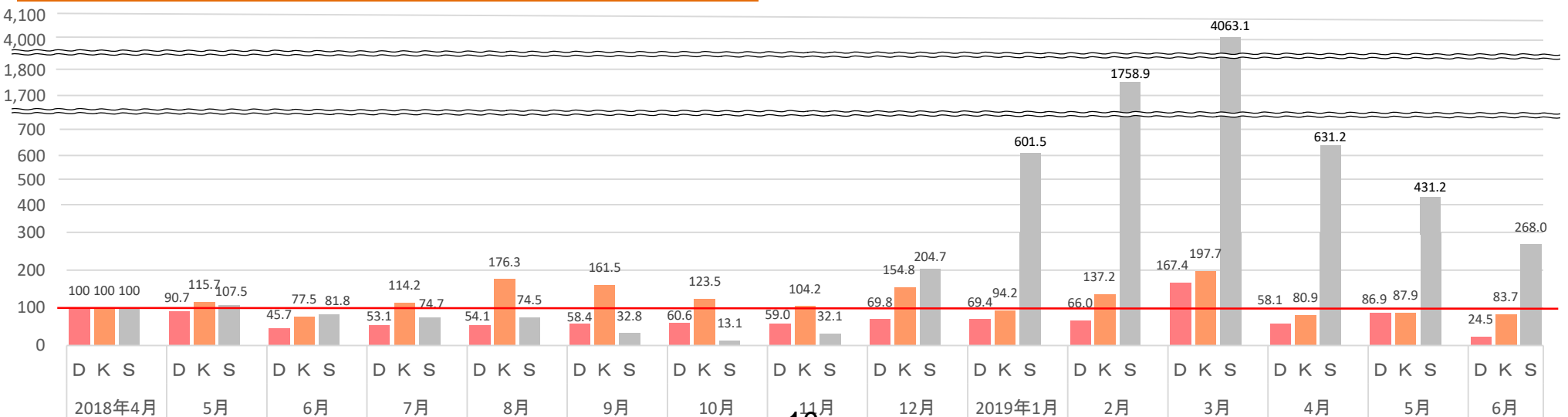
## 端末購入を条件とした通信料金の割引件数



※1 ドコモの数値に、「docomo with」は、含まない。※2 ソフトバンクの数値には、キャンペーン適用中のプラン変更でキャンペーンが継続適用された場合は、その時点での件数にも含まれている。※3 数値は2018年4月の値を100としたもの。KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含む。

対前年同月比	4月			5月			6月		
	D	K	S	D	K	S	D	K	S
	98.7%	2.2%	35.3%	112.1%	1.8%	31.3%	3.1%	26.8%	34.0%

## 継続利用を条件とした端末購入者への利益の提供件数

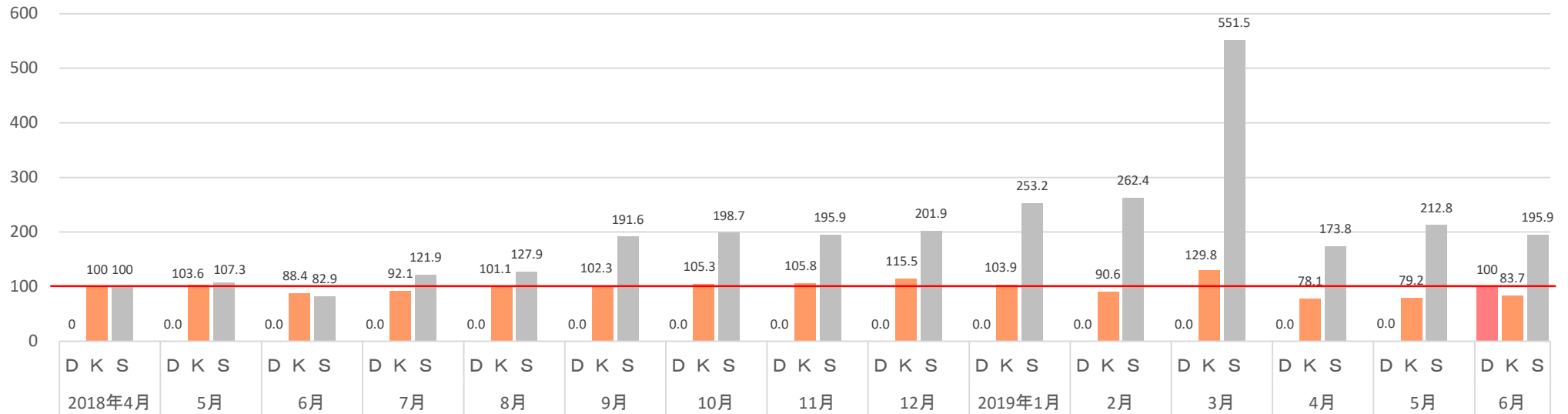


※1 数値は2018年4月の値を100としたもの。KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含む。

対前年同月比	4月			5月			6月		
	D	K	S	D	K	S	D	K	S
	58.1%	80.9%	632.0%	95.8%	76.0%	401.0%	53.7%	108.0%	327.4%

# 6/20の要請に基づく報告の概要(端末買換えサポート・代理店への奨励金)

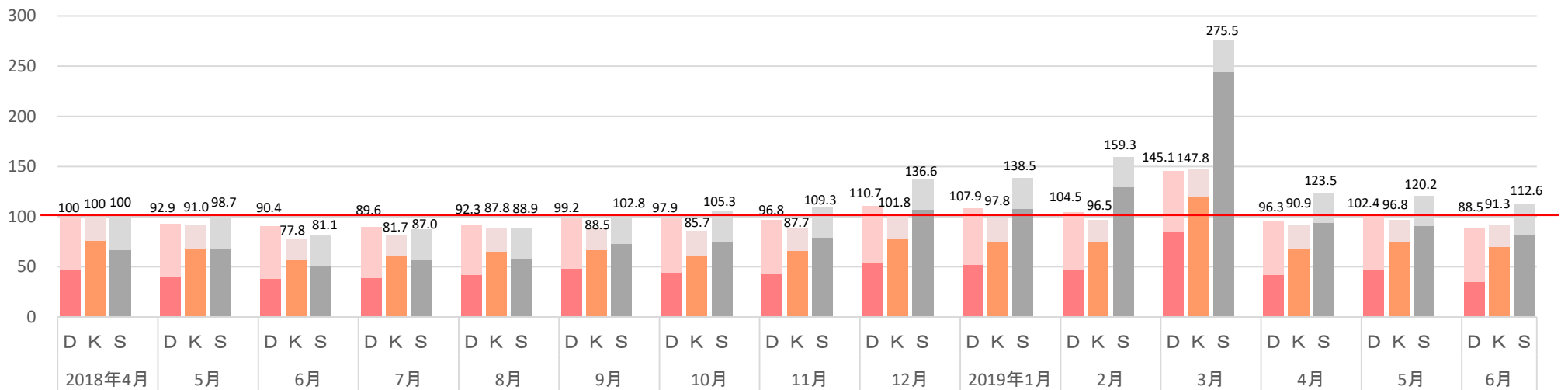
## 端末買換えサポートプログラムの件数



※1 ドコモの数値は2019年6月の値を100としたもの。 KDDI、ソフトバンクの数値は2018年4月の値を100としたもの。 KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含む。

対前年同月比	4月			5月			6月		
	D	K	S	D	K	S	D	K	S
	-	78.1%	35.3%	-	76.4%	31.3%	-	94.8%	34.0%

## (参考)代理店に対する奨励金の額



※1 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)による四半期報告の結果に基づくもの。  
 ※2 グラフの濃い部分は販売奨励金に係るもの、グラフ全体は代理店に対する支払金支出額全体。  
 ※3 数値は2018年4月の値を100としたもの。 KDDIは沖縄セルラー電話株式会社の数を含む。

対前年同月比	4月			5月			6月		
	D	K	S	D	K	S	D	K	S
	96.3%	90.9%	123.5%	110.2%	106.4%	121.8%	97.9%	117.4%	138.8%

---

「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた  
準備について（要請）」（総基料第33号、令和元年6月20日）  
に対する措置状況報告

---

**2019年7月31日**  
**株式会社NTTドコモ**

## 1. 現行の規律の遵守

(1) 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針（令和元年5月改正）」の遵守を徹底すること。

### 措置状況

- 当社はこれまでも、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針（令和元年5月改正）」の遵守徹底に努め、率先して、端末購入を条件とした割引等の適正化に取り組んでまいりました。
- 貴省より要請された「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備について（要請）」（総基料第33号、令和元年6月20日）について、当社は、公正競争の促進を通じた利用者利益の向上を目的とする改正法の趣旨を踏まえ、当社販売部門等のみならず、ドコモショップや量販店等の販売代理店に対しても、当該要請の趣旨や講ずべき措置等に係る周知・指導を速やかに実施し（令和元年6月20日）、現行規律の遵守徹底及び改正法施行後における適切な運用確保に向けた準備に努めております。

## 1. 現行の規律の遵守

(2) 店頭での広告表示に関して、「不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）」に関する消費者庁の見解等を踏まえ、不適切な広告が掲示されないよう、事前及び事後の確認などの対応を進めるとともに、キャリアショップや量販店等の販売代理店（2次以降の販売代理店を含む。以下単に「販売代理店」という。）に対する指導を適切に実施すること。

### 措置状況

- ▶ 当社は、消費者庁より公表された「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方等の公表について（平成30年11月13日）」及び「携帯電話端末の店頭広告表示等の適正化について（令和元年6月25日）」において示されている考え方を踏まえ、当社の販売代理店の店頭広告表示の適正化に向け、以下の取組を実施しております。
  - 当社はこれまでも、販売代理店における適切な表示の確保に向け、法令・ガイドラインに則り、業務マニュアルを作成するとともに、広告物の事前確認を行う等、販売代理店への指導等を実施してまいりました。
  - さらに、平成30年12月27日以降、ドコモショップにおける店頭掲示物やチラシ等について当社指定のフォーマットを定め、販売代理店による独自広告の掲出を原則禁止し、SNSについても価格訴求を行う配信を禁止する等、広告表示の適正化を図る取組を行いました。
  - 加えて、平成31年4月1日以降、販売代理店の店頭掲示物やチラシ等の広告について、不適切な広告となっていないかを事後的に確認する仕組みも導入し、四半期毎に当社の営業担当者による実地確認や、年度毎に当社の監査業務実施部門による監査を実施しているところです。
  - また、一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会及び電気通信サービス向上推進協議会に対する消費者庁からの要請（「携帯電話の店頭広告表示等の適正化について（令和元年6月25日）」）に速やかに対応するため、令和元年7月5日に、当社から、量販店を含む全ての販売代理店に対して、条件付き最安値表示等の適正化の徹底に向けた要請文を発出する等、指導を行っております。
- ▶ こうした要請が為された後も、他事業者は、依然として不適切な広告表示を継続的に実施しており（次頁参照）、その改善の兆しも見られないことから、他事業者においても、景品表示法の遵守徹底が図られるべきと考えます。

## 2. 改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等の整理・縮小

改正法の施行までの期間においても改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、料金プランや販売手法等の見直しを至急実施するとともに、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等がある場合には、その整理・縮小を至急進めること。また、販売代理店にもその旨徹底すること。

### 措置状況

- 当社は、改正法の趣旨を踏まえ、他事業者に先駆けて、令和元年6月1日より、通信料金と端末代金を分離した新たな料金プラン「ギガホ」「ギガライト」等の提供を開始しております。新たな料金プランは、従来の料金に比べ最大4割の値下げとなり、令和元年7月23日時点で、375万を超えるお客さまにお申し込みをいただいております。お客さまからも、「おトクになるため、ドコモを使い続ける」、「料金体系が分かりやすくなった」といった声を多数いただいております。
- 端末販売についても、分離プランの導入に伴い、定価販売を基本としているところですが、お客さまにとって端末をお買い求めいただきやすい仕組みとして、自らの粗利を削減等することによる価格の引下げや、ハイエンド端末において端末返却を条件に端末代金の一部を支払い不要とする「スマホおかせしプログラム」の提供（令和元年6月1日）に、能動的に取り組んでいるところです。
- また、販売代理店の手数料体系についても、平成30年4月以降、これまでの端末販売や回線獲得による販売を中心とした手数料体系から、販売と利用促進のバランスの取れた体系へと変更してきたところです。
- こうした中、現在も、過度な端末購入補助やキャッシュバックに加え、改正法施行前の提供条件による端末買換えサポートプログラム（いわゆる4年縛り）の駆け込み乱売が、他事業者により依然として行われています。さらに、改正法施行前に締結された同プログラムの既往契約については、改正法施行後も有効とされるため、他事業者は、改正法施行後も同プログラムによりお客さまを囲い込むことが可能となります。改正法の趣旨を踏まえると、お客さまが新法に適合した料金プランへ移行しやすくなる政策的な措置が必要になると考えられ、例えば、少なくとも同プログラムについて、改正法施行前に締結された契約であっても、機種変更を残債免除の条件とする規定を速やかに撤廃させる等の措置を早期に講じるべきであると考えます（過去に、他事業者が端末買換えサポートプログラムのプログラム再加入条件を撤廃した際には、既往契約も含めて対応されていたことを踏まえると、当該措置は実施可能と考えます）。また、強制的に撤廃させることが困難であるとするならば、少なくとも、貴省において、各事業者の取組状況について、研究会等のオープンな場でのヒアリング等を通じて明らかにすることにより、行き過ぎた囲い込みが自主的に早期是正されるよう促していただきたいと思います。



### 3. 改正法に適合する料金プランへの移行の円滑化のための措置

(1) 既存の利用者が改正法の施行後に改正法に適合する料金プランへ円滑に移行できるよう、必要な措置を講ずること。

#### 措置状況

- 当社は、新たな料金プランへの円滑な移行を促進するため、お客さまがご自身の契約状況や利用実態に合わせ、適切な料金プランを選択いただけるよう、以下の料金シミュレーションを提供しております。
  - 平成31年4月15日より、お客さまがご自身の利用状況を自ら入力することで、新たな料金プランを含めた適切な料金プランを分析することができる「おてがる料金シミュレーション」（当該シミュレーションの結果を踏まえ、お客さまが、オンライン手続きに進むことができる導線も整備）
  - 令和元年5月22日より、お客さまの直近3ヶ月の利用データ量をもとに、適切な料金プランが自動的に計算・分析される「しっかり料金シミュレーション」（当該シミュレーション結果を引き継ぎ、お客さまが簡易にオンライン手続きを行うことができるシステム対応も実施）
- また、新たな料金プランへの円滑な移行に向け、上述の料金シミュレーションに加え、ドコモショップや量販店等の店頭及びWEBサイトで予約申込みを受け付ける体制を、新たな料金プランの提供に先んじて整備する等、円滑な移行に向けた措置を講じてまいりました。
- 現在、総務省において策定が進められている、「電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正する省令」及び「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」の内容を踏まえ、今後、改正法に適合した料金プラン等の策定を検討していく考えです。

### 3. 改正法に適合する料金プランへの移行の円滑化のための措置

(2) 改正法に適合する料金プランに移行することで恩恵が得られるにもかかわらず、そのことを十分に認識せずに従来の料金プランを使い続ける既存の利用者が多数出ることのないよう、既存の利用者に対して様々な周知手段を用いて、料金プランの移行についての周知を徹底すること。その際、電子的手段による情報の取得が困難な利用者があることも考慮し、それら利用者へ届く情報伝達手段により周知を行うことも検討すること。

#### 措置状況

- 新たな料金プランへの円滑な移行に向けては、「3.改正法に適合する料金プランへの移行の円滑化のための措置（1）」に記載の措置を講じてきたところですが、既存のお客さまに対する周知活動としても、郵送によるダイレクトメールやお客さま携帯端末への電子メールによる個別のご案内に加え、テレビコマーシャル等のマス媒体を用いた幅広いご案内等、新たな料金プランへの移行に向け、様々な手段を用いた周知徹底に努めております。
- こうした周知をご覧いただいたお客さまが、お気軽にご相談いただき、新たな料金プランへ円滑に移行いただけるよう、当社は、令和元年6月21日より、ドコモショップ店頭において料金相談フェア等を実施しております。料金相談フェアでは、料金プランのご相談をいただくとdポイントを100ポイント差し上げる等の移行の円滑化に向けた取組や、お客さまの利用実態に応じた適切な料金プランのご案内に努めております。

#### 4. 体制の整備及びシステム面の準備

料金プランや販売手法等の至急の見直しや改正法に関する正確な情報に基づく利用者への勧誘・説明など改正法の円滑な施行のため、料金プランや販売手法の検討、顧客対応等の業務や販売代理店への指導など関連する業務を直接実施している部署及び窓口の体制の充実・強化など必要な準備を行うこと。また、改正法への対応のため、情報システムの改修等を要する場合には、円滑な施行のための必要な準備を優先的に進めること。

#### 措置状況

- 現在、総務省において策定が進められている、「電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正する省令」及び「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」の内容を踏まえ、今後、改正法に適合した料金プラン等の策定を検討していく考えです。そうした料金プラン等の提供に向けては、お客さま対応等に係る体制整備や情報システムの改修等、必要な準備について、最優先で対応していく考えです。
- なお、現在、総務省において、「電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）の一部を改正する省令」についても策定が進められておりますが、当該省令案において示されている報告事項の一部に、現時点では取得困難なものも含まれていることから、当該省令の詳細な内容が定まり次第、施行後のデータ取得に向けての情報システムの改修等の対応を検討していく考えです。

## 5. 届出制度の導入に向けた販売代理店への周知・指導の実施

### (1) 業務委託関係にある販売代理店に対する届出の要請

業務委託契約を結ぶ販売代理店が期限までに確実に届出を行うよう周知・指導を行うこと。また、改正法施行当初の届出においては、当該販売代理店が実際に届出を行っていることを調査・確認するとともに、その後も必要な指導を行うこと。

## 措置状況

- 届出制度の導入に係る販売代理店への周知・指導については、現在、総務省において策定が進められている、「電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正する省令」により定められる期限までに、販売代理店による確実な届出が行われるよう、施行後、速やかに手続きが行われるための措置を講じているところです。具体的には、令和元年7月24日に、当社の販売部門から全国を営業区域とする販売代理店に対し、届出制度の導入に係る説明を行うとともに、施行後、速やかに届出を行い、その状況について当社販売部門へ報告するよう指導したところです。また、支社を営業区域とする販売代理店に対しても、同様の周知・指導を行う予定です。

## 5. 届出制度の導入に向けた販売代理店への周知・指導の実施

### (2) 仮想移動電気通信役務を提供する電気通信事業者（MVNO）に対する届出制度の周知

卸役務提供契約を結ぶMVNOと業務委託契約を結ぶ販売代理店が期限までに届出を確実にを行うよう、当該MVNOに対し、届出制度の内容を周知願いたい。

## 措置状況

- 当社と直接契約関係にあるMVNOに対して、令和元年7月25日に、届出制度の導入に係る周知をメールにて実施しております。

## 6. 拘束期間全体での総額表示の実現に向けた準備

期間拘束のある契約について、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示す取組を改正法施行後早期に開始することを目指し、情報システムの改修等を含めた準備を進めること。

### 措置状況

- 通信料金と端末代金の総額の目安を示す取組（以下、総額表示といいます。）について、以下の措置を講じております。
  - 当社の通信サービスの契約時（新規契約、機種変更契約及び契約変更等）については、改正法施行までに情報システムの改修等を実施し、お客さまに対する総額表示を開始する予定です。
  - 契約の自動更新時については、令和元年12月までに情報システムの改修等を実施し、令和2年2月以降に更新期間を迎えるお客さま向けのメール配信（令和2年1月配信分以降）から、総額表示を実施していく予定です。



「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備について（要請）  
（令和元年 6 月 20 日付け）」に係る報告

令和元年 7 月 31 日  
KDDI 株式会社

## 1. 現行の規律の遵守

### 【要請内容】

- (1) 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針（令和元年 5 月改正）」の遵守を徹底すること。
- (2) 店頭での広告表示に関して、「不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）」に関する消費者庁の見解等を踏まえ、不適切な広告が掲示されないよう、事前及び事後の確認などの対応を進めるとともに、キャリアショップや量販店等の販売代理店（2 次以降の販売代理店を含む。以下単に「販売代理店」という。）に対する指導を適切に実施すること。

### 【措置状況】

- (1) 当該指針を遵守徹底しております。
- (2) 消費者庁の見解等を踏まえ、販売代理店に対しては、景品表示法に即した適正な広告表示の徹底について、対面及び文書での通知等の指導を適切に行っております

## 2. 改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等の整理・縮小

### 【要請内容】

改正法の施行までの期間においても改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、料金プランや販売手法等の見直しを至急実施するとともに、改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等がある場合には、その整理・縮小を至急進めること。また、販売代理店にもその旨徹底すること。

### 【措置状況】

当社はスマートフォン向けプランにおいては、2017 年 7 月より分離型プランであるピタットプラン・フラットプランの提供を開始しております。更に、本年 8 月 31 日には、“LTE プラン”や“カケホ+データ定額”等の料金プランについて新規受付停止を予定しており、改正法の趣旨に反する毎月割の対象となる料金プラン等の整理・縮小を進めているところです。

また、現在提供している当社端末買換えサポートプログラムであるアップグレードプログラムについて、9 月 30 日をもって新規受付終了する旨を 8 月 1 日に公表する予定です。

改正法の施行に向け、スマートフォン以外のフィーチャーフォン、タブレット向け等も含めた料金プランや販売手法等の整理・縮小を進めてまいります。

## 3. 改正法に適合する料金プランへの移行の円滑化のための措置

### 【要請内容】

- (1) 既存の利用者が改正法の施行後に改正法に適合する料金プランへ円滑に移行できるよう、必要な措置を講ずること。
- (2) 改正法に適合する料金プランに移行することで恩恵が得られるにもかかわらず、そのことを十分に認識せずに従来の料金プランを使い続ける既存の利用者が多数出ることのないよう、既存の利用者に対して様々な周知手段を用いて、移行プランの移行についての周知を徹底すること。その際、電子的手段による情報の取得が困難な利用者があることも考慮し、それら利用者へ届く情報伝達手段により周知を行うことも検討すること。

### 【措置状況】

(1)及び(2) 改正法に適合する料金プランを検討中です。合わせて、周知の徹底等、円滑な移行に向けた取り組みを検討しております。

#### 4. 体制の整備及びシステム面の準備

##### 【要請内容】

料金プランや販売手法等の至急の見直しや改正法に関する正確な情報に基づく利用者への勧誘・説明など改正法の円滑な施行のため、料金プランや販売手法の検討、顧客対応等の業務や販売代理店への指導など関連する業務を直接実施している部署及び窓口の体制の充実・強化など必要な準備を行うこと。また、改正法への対応のため、情報システムの改修等を要する場合には、円滑な施行のための必要な準備を優先的に進めること。

##### 【措置状況】

当社では営業管理、販売促進部門について、体制強化中です。具体的には、地域に分散していた代理店を管理する機能及び広告物等の適正性を管理する機能を、全国一括の組織に再編しており、改正法の対応にあたっては、その体制の下で円滑な実施に向けた準備を進めております。

また、改正法への対応のための情報システム改修については、施行期日に向けた準備を、可能な限り、進めているところです。

#### 5. 届出制度の導入に向けた販売代理店への周知・指導の実施

##### 【要請内容】

##### (1) 業務委託関係にある販売代理店に対する届出の要請

業務委託契約を結ぶ販売代理店が期限までに確実に届出を行うよう周知・指導を行うこと。また、改正法施行当初の届出においては、当該販売代理店が実際に届出を行っていることを調査・確認するとともに、その後も必要な指導を行うこと。

##### (2) 仮想移動電気通信役務を提供する電気通信事業者（MVNO）に対する届出制度の周知

卸役務提供契約を結ぶ MVNO と業務委託契約を結ぶ販売代理店が期限までに届出を確実に行うよう、当該 MVNO に対し、届出制度の内容を周知願いたい。

##### 【措置状況】

(1) 届出制度の開始及び HP への届出マニュアルの掲載について、本年 6 月 27 日より全国の当社営業拠点を通じて販売代理店に対する周知を開始しております。今後も、届出の履行に向けて、当社販売代理店の実情に即した届出テンプレートの作成・展開等各種サポート、届出履行状況の調査・確認等必要な指導、届出番号管理のための当社システムの改修等、対応を進める予定です。

(2) 届出制度の内容について、本年 7 月 8 日以降、順次周知を開始しております。

#### 6. 拘束期間全体での総額表示の実現に向けた準備

##### 【要請内容】

期間拘束のある契約について、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を示す取組を改正法施行後早期に開始することを目指し、情報システムの改修等を含めた準備を進めること。

##### 【措置状況】

総額表示にあたっては、システム改修の優先度を上げて、早期の実現に向けた準備を進めております。ショップでの対応、WEB での対応等、対象となる販売手法ごとで総額の目安を示す取組方法が異なるため、段階的にお客様利便性を向上できるよう対応を進める所存です。

以上



別紙

## 1. 現行の規律の遵守

(1) 「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針(令和元年 5 月改正)」の遵守を徹底すること。

(弊社回答)

「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針(令和元年 5 月改正)」について、これまでも遵守徹底に努めており、継続して対応します。

(2) 店頭での広告表示に関して、「不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)」に関する消費者庁の見解等を踏まえ、不適切な広告が掲示されないよう、事前及び事後の確認などの対応を進めるとともに、キャリアショップや量販店等の販売代理店(2 次以降の販売代理店を含む。以下単に「販売代理店」という。)に対する指導を適切に実施すること。

(弊社回答)

事前及び事後の確認については、運用ルールを整備し、実施済みとなります。

また、キャリアショップおよび、販売代理店に対しては、不適切な広告を掲示しない旨の通知を送付済みです。

## 2. 改正法の趣旨に反する料金プランや販売手法等の整理・縮小

(弊社回答)

今回頂戴しました要請(令和元年 6 月 20 日付総基料第 33 号)につきましては、速やかに経営層を始め、マーケティング部門、営業部門等の関係部署に周知しました。また、改正法の趣旨に則った料金プランや販売手法が実現できるよう、現在、既存の料金プランや販売手法等の確認や見直しの検討等を進めています。

## 3. 改正法に適合する料金プランへの移行の円滑化のための措置

(弊社回答)

改正法の施行後は、改正法に適合する料金プランを訴求することで、カタログ、ウェブサイト、店頭 POP、CM 等の対応の検討および準備を進めています。

## 4. 体制の整備及びシステム面の準備

(弊社回答)

販売代理店の窓口を担う部門に対して、各販売代理店に対して改正法への対応に向けた検討等を依頼し、準備に着手しています。また、顧客対応業務を担う部門においては、改正法の施行後に改正法に適合する料金プランに関するお客さま対応が適切に実施できるよう、サービス部門と連携して準備を進めています。

システム部門においては、改正法対応に向けて期日までにシステム対応を行うよう鋭意準備を進めています。なお、現時点でガイドラインでの詳細条件が未確定なものもあるため、現在準備している対応を見直すこととなった場合等、その対応範囲によっては対応期日についてご相談させていただく可能性がございますことを予めご理解いただきたく考えております。

## 5. 届出制度の導入に向けた販売代理店への周知・指導の実施

### (1) 業務委託関係にある販売代理店に対する届出の要請

(弊社回答)

販売代理店に対する届出制度にかかる周知は実施済みです。

以降につきましても、適宜、継続して周知・指導を行ってまいります。

### (2) 仮想移動電気通信役務を提供する電気通信事業者(MVNO)に対する届出制度の周知

(弊社回答)

MVNO に対する届出制度に係る周知は、一部事業者より実施しております。

残りの MVNO に対しましても順次周知を行ってまいります。

## 6. 拘束期間全体での総額表示の実現に向けた準備

(弊社回答)

鋭意準備中となりますが、施行日に間に合わせることは困難であるため、可能な限り早期に対応できるよう準備を進めてまいります。

## 7. フォローアップのための報告及び公表

(弊社回答)

各種数値に関しては、別添のとおり回答します。

以上

# 主要MNOのスマートフォンの個人用プランの料金

1

(月額、税抜。2019年8月28日時点)

会社名	NTTドコモ		KDDI			ソフトバンク			
	ギガライト	ギガホ	新ピタットプラン	auフラットプラン7プラス※1	auデータMAXプラン※2	ソフトバンク		Y!mobile	
プラン名	ギガライト	ギガホ	新ピタットプラン	auフラットプラン7プラス※1	auデータMAXプラン※2	ミニモンスター	ウルトラギガモンスター+※1	スマホプランS、M、L	
音声通信オプション※3	かけ放題オプション	1,700円	通話定額 (国内通話かけ放題)		1,700円	定額オプション (国内通話かけ放題)	1,500円	スーパー だれとでも 定額 1,000円	
	5分通話無料オプション	700円	通話定額 ライト (1回5分以内の国内通話かけ放題)		700円	準定額オプション (1回5分以内の国内通話かけ放題)	500円		
通話基本料+データ通信料※4、5	用途	段階制定額	定額	段階制定額	定額	段階制定額	定額	定額	
	～1GB	2,980円 (4,480円)		2,980円 (4,480円)		3,980円 (6,680円)		-	
	～2GB	3,980円 (5,480円)		4,480円 (5,980円)	-	5,980円 (8,680円)		2,980円 (5,480円)	
	～3GB								
	～4GB	4,980円 (6,480円)	-			7,480円 (10,180円)		-	
	～5GB								
	～6GB	5,980円 (7,480円)		5,980円 (7,480円)				3,980円 (6,480円)	
	～7GB				5,480円 (6,980円)			-	
	～14GB						8,480円 (11,180円)		5,980円 (8,480円)
	～30GB	-	6,980円 (8,480円)	-	-				-
	～50GB						7,480円 (10,180円)		-
	無制限	-	-	-	-	8,980円 (10,480円)	-	-	-
追加	1,000円/1GB		550円/0.5GB、1,000円/1GB			550円/0.5GB、1,000円/1GB		500円/0.5GB	
合計	定期契約有※6	2,980円 ～7,680円	6,980円 ～8,680円	2,980円 ～7,680円	5,480円 ～7,180円	8,980円 ～10,680円	3,980円 ～9,980円	7,480円 ～8,980円	2,980円 ～6,980円
	定期契約無	4,480円 ～9,180円	8,480円 ～10,180円	4,480円 ～9,180円	6,980円 ～8,680円	10,480円 ～12,180円	6,680円 ～12,680円	10,180円 ～11,680円	5,480円 ～9,480円

※1 対象のSNSサービス等はデータ容量の消費なく利用可能。※2 大量のデータ通信又は長時間接続を伴うサービスを利用した場合、速度制限を行う可能性あり。※3 5分通話無料オプション、通話定額ライト及び準定額オプションは、1回の通話が5分を超えた場合、通話従量料金(20円/30秒)が発生。※4 括弧内は定期契約ではない場合の料金。※5 月間データ利用量が契約容量を超過した場合は、月末まで通信速度が送受信時最大128kbps(ギガライト、新ピタットプラン、ミニモンスター及びウルトラギガモンスター、スマホプラン)、最大300kbps (auフラットプラン7プラス)又は最大1Mbps(ギガホ)に制限される。速度制限の解除にはデータ量の追加購入が必要。※6 契約期間中に途中解約を行った場合、契約解除料9,500円がかかる。

注 記載の金額は各種割引を考慮していない。各社とも家族割(家族で加入した場合に家族内通話に係る通話料を割引(一部事業者では月額料金から一定額を割引))、学割(学生が加入した場合に学生本人やその家族の月額料金から一定額を割引)、その他期間限定キャンペーンなどの割引あり。

# 主要MVNOのスマートフォンの個人用プランの料金

(月額、特記がない限り税抜。2019年8月28日時点)

会社名		楽天モバイル		UQコミュニケーションズ		IIJ		オプテージ		
プラン名	スーパーホーダイ※1	組み合わせプラン	データ高速 + 音声通話プラン	おしゃべりプラン※2 びったりプラン※3	タイプD、タイプA※4		Aプラン※5 (デュアルタイプ)	Dプラン※5 (デュアルタイプ)	Sプラン※5 (デュアルタイプ)	
音声通信 オプション	-	楽天でんわ 0円	-	-	通話定額オプション (誰とでも3分、 家族と10分) ※6	600円	mineoでんわ10分かけ放題※7	850円		
		楽天でんわ 10分かけ放題※1			通話定額オプション (誰とでも10分、 家族と30分) ※6	830円	通話定額30 (月間最大30分間かけ放題) ※8	840円		
		850円					通話定額60 (月間最大60分間かけ放題) ※8	1,680円		
基本通話料+データ通信料※9	用途	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額	定額
	~500MB	-	1,250円	-	-	-	1,310円	1,400円	1,750円	
	~2GB	2,980円		-	2,980円※10	-	-	-	-	
	~3GB	-	1,600円 (3.1GB)	1,680円	-	1,600円※11	1,510円	1,600円	1,950円	
	~5GB	-	2,150円		-	-	-	-	-	
	~6GB	3,980円	-		3,980円※10	2,220円※11	2,190円	2,280円	2,630円	
	~10GB	-	2,960円		-	-	3,130円	3,220円	3,570円	
	~12GB	-	-		-	3,260円※11	-	-	-	
	~14GB	5,980円	-		5,980円※10	-	-	-	-	
	~20GB	-	4,750円		-	-	4,590円	4,680円	5,030円	
	~24GB	6,980円	-		-	-	-	-	-	
	~30GB	-	6,150円		-	-	6,510円	6,600円	6,950円	
追加	300円/100MB、 550円/500MB、 980円/1GB		200円/100MB、500円/500MB		200円/100MB、1,500円/500MB、 2,300円/1GB、3,000円/2GB、4,100円/3GB、 5,400円/5GB、9,400円/10GB※12		150円/100MB			
合計	定期契約有※13	2,980円 ~6,980円	1,250円 ~6,150円	1,680円	2,980円 ~5,980円	1,600円 ~4,090円	1,310円 ~8,190円	1,400円 ~8,280円	1,750円 ~8,630円	
	定期契約無	-	-	-	-	-	-	-	-	

※1 「楽天でんわ」アプリからの10分以内の国内通話が無料。10分を超えた場合、通話従量料金(10円/30秒)が発生。※2 5分以内の国内通話が無料。※3 「びったりプランS、M、L」はそれぞれ最大30分/月、最大60分/月、最大90分/月の国内通話が無料。月額500円の増量オプションを付与することで、無料通話時間が2倍。※4 「みおふおんダイヤル」アプリからの通話は10円/30秒。※5 「mineoでんわ」アプリからの通話は10円/30秒。※6 「みおふおんダイヤル」使用時。一回の通話が規定の時間を超えた場合、通話従量料金(10円/30秒)が発生。※7 一回の通話が規定の時間を超えた場合、通話従量料金(10円/30秒)が発生。※8 一回の通話が規定の時間を超えた場合、通話従量料金(20円/30秒)が発生。※9 月間データ利用量が契約容量を超過した場合は、月末まで通信速度が送受信時最大200kbps(組み合わせプラン、IIJタイプA、タイプD、オプテージAプラン、Dプラン、Sプラン、UQ mobileデータ高速+音声通話プラン)、最大300kbps(おしゃべりプラン及びびったりプラン)又は最大1Mbps(スーパーホーダイ)に制限される。速度制限の解除にはデータ量の追加購入が必要。※10 月額500円の増量オプションを付与することで、データ容量が1.5倍。※11 月額3,100円の大容量オプションを付与することで、20GBを追加可能。※12 207円/100MBのみ税抜。それ以外の単価は非課税。※13 契約期間中(又は最低利用期間中)に途中解約を行った場合、楽天モバイルは契約解除料9,800円、UQ mobileは契約解除料9,500円がかかる。

注 記載の金額は各種割引を考慮していない。家族割(家族で加入した場合に月額料金から一定額を割引)、最低利用期間に応じた月額料金の割引、そのほか期間限定キャンペーンなどの割引あり。

# 各事業者のSIMロック解除の実施状況

(2019年8月28日時点)

		NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
		契約者が自社で購入した端末	契約者以外が自社で購入した端末(中古端末)	契約者が自社で購入した端末	契約者以外が自社で購入した端末(中古端末)	契約者が自社で購入した端末	契約者以外が自社で購入した端末(中古端末)
1	解除可能な主体	<input type="radio"/> 契約中の契約者本人 <input type="radio"/> 解約後の契約者本人	<input type="radio"/> 制限なし	<input type="radio"/> 契約中の契約者本人 <input type="radio"/> 制限なし	<input type="radio"/> 制限なし	<input type="radio"/> 契約中の契約者本人 <input type="radio"/> 制限なし	<input type="radio"/> 制限なし
2	解除方法	店舗	<input type="radio"/> 解除可(2011年4月1日以降発売の一部端末及び2015年5月1日以降発売の端末に限る。) <input type="radio"/> 手数料3,000円/台 <input type="radio"/> 一度に2台まで(1日の受付回数の制限なし)	<input type="radio"/> 解除可(2015年4月23日以降発売の端末に限る。) <input type="radio"/> 手数料3,000円/台 <input type="radio"/> 台数制限なし	<input type="radio"/> 解除可(2015年4月23日以降発売の端末に限る。) <input type="radio"/> 手数料3,000円/台 <input type="radio"/> 1日2台まで	<input type="radio"/> 解除可(2011年8月17日以降発売の一部端末及び2015年5月1日以降発売の端末に限る) <input type="radio"/> 手数料3,000円/台 <input type="radio"/> 台数制限なし	<input type="radio"/> 解除可(2015年5月1日以降発売の端末に限る。) <input type="radio"/> 手数料3,000円/台 <input type="radio"/> 1日2台まで
		電話	<input type="radio"/> 解除可(2015年5月1日以降発売の端末かつ契約中に限る。) <input type="radio"/> 手数料3,000円/台 <input type="radio"/> 台数制限なし	<input type="radio"/> 解除不可	<input type="radio"/> 解除不可	<input type="radio"/> 解除不可	
		オンライン	<input type="radio"/> 解除可(2015年5月1日以降発売の端末に限る。) <input type="radio"/> 手数料無料 <input type="radio"/> 台数制限なし	<input type="radio"/> 解除可(2015年4月23日以降発売の端末に限る。) <input type="radio"/> 手数料無料 <input type="radio"/> 台数制限なし	<input type="radio"/> 解除不可	<input type="radio"/> 解除可(2015年5月1日以降発売の端末に限る。) <input type="radio"/> 手数料無料 <input type="radio"/> 台数制限なし	<input type="radio"/> 解除不可
3	解除条件	日数制限	<input type="radio"/> 分割払いの場合 ・ 購入から100日以上経過していること(101日目から解除可能) ・ 前回SIMロック解除受付日から100日以上経過している場合、解除可能(101日目から解除可能)	<input type="radio"/> 分割払いの場合 ・ 購入から100日以上経過していること(101日目から解除可能)	<input type="radio"/> 分割払いの場合 ・ 購入から100日以上経過していること(101日目から解除可能) ・ 前回SIMロック解除受付日から100日以上経過している場合、解除可能(101日目から解除可能)	<input type="radio"/> 分割払いの場合 ・ 購入から100日以上経過していること(101日目から解除可能) ・ 前回SIMロック解除受付日から100日以上経過している場合、解除可能(101日目から解除可能)	<input type="radio"/> 分割払いの場合 ・ 購入から101日以上経過していること(101日目から解除可能)
			<input type="radio"/> 一括払いの場合 ・ 支払いが確認でき次第、解除可能  ※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様	<input type="radio"/> 一括払いの場合 ・ 支払いが確認でき次第、解除可能(端末購入サポート等が適用されている場合は、100日以上経過していること。) ※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様	<input type="radio"/> 一括払いの場合 ・ 支払いが確認でき次第、解除可能(端末購入サポート等が適用されている場合は、100日以上経過していること。) ※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様	<input type="radio"/> 一括払いの場合 ・ 支払いが確認でき次第、解除可能(端末購入サポート等が適用されている場合は、100日以上経過していること。) ※ 分割支払い金を一括精算した場合も同様	

# 各事業者のSIMロック解除の実施状況

(2019年8月28日時点)

			NTTドコモ		KDDI		ソフトバンク	
			契約者が自社で購入した端末	契約者以外が自社で購入した端末(中古端末)	契約者が自社で購入した端末	契約者以外が自社で購入した端末(中古端末)	契約者が自社で購入した端末	契約者以外が自社で購入した端末(中古端末)
3	解除条件 (続き)	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ネットワーク制限等がかかっていないこと</li> <li>○ SIMロック解除機能の搭載端末であること</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ネットワーク制限等がかかっていないこと</li> <li>○ SIMロック解除機能の搭載端末であること</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ネットワーク制限等がかかっていないこと</li> <li>○ SIMロック解除機能の搭載端末であること</li> </ul>	
4	SIMロック解除開始時期		○ 2011年4月1日開始	○ 2019年2月20日開始	○ 2015年5月1日開始 (実運用は、2015年4月23日から180日経過後)	○ 2019年9月1日開始予定	○ 2015年11月25日開始	○ 2019年8月21日開始